

雨森芳洲の朝鮮観の形成

—善隣友好の原点を探る—

The Study of Amenomori Hoshu

— Searching for the origins of good neighborliness —

近 本 志 帆*

Shiho CHIKAMOTO

はじめに

現在、日韓はさまざまな問題を抱えている。両国の関係を良好にするために、日朝友好、日朝平和を維持する役割を果たした江戸時代の朝鮮通信使の歴史にその糸口をみつきたい。善隣友好時代の象徴であった朝鮮通信使から現代の私たちが学ぶべき点は多くある。中でも、第8次、第9次の通信使応接役を務め、対馬を中心に存在感を發揮した儒学者である雨森芳洲は、「誠信堂」の大改修を行なった玄徳潤及び第9次通信使の製述官として『海游録』を残した申維翰らと「誠信の交わり」と呼ばれる交流を行った。誠信の交わりを果たすために欠かせないのは言語であった。活発な意思疎通により、歴史認識や文化背景も異なる両者がさまざまな困難を乗り越えることが出来たといえる。

雨森芳洲はその外交姿勢から日朝の友好を築いた人物として評価されることが多いが、朝鮮語だけでなく中国語も堪能であり、語学力が傑出していた。22歳で長崎に赴き、中国語を学び、35歳で学文稽古を目的として釜山の草梁倭館に滞在し、朝鮮の事情や朝鮮語を習得した。

当時、朝鮮には司訳院という日本語を教育する機関が設けられていたのに対し、日本には体系的な朝鮮語教育は確立されておらず、朝鮮語学習書さえも存在していなかった。そこで雨森芳洲は朝鮮通詞養成所の創設を提唱し、対馬の厳原に韓語司を開設するに至った。さらに日本最初の朝鮮語教材である『交隣須知』を編纂した。朝鮮の事情にも詳しく、雨森芳洲は朝鮮側の日本語辞典『倭語類解』の編纂にも協力した。このように朝鮮との交流にまつわる輝かしい功績を残している。

雨森芳洲に関する先行研究は、姜在彦（2002）「雨森芳洲『誠信の交わり』—朝鮮との交隣外交を支えた対馬の儒者」¹、米谷均（1993）「雨森芳洲の対朝鮮外交—「誠信之交」の理念と実態—」²のようにほとんどが彼の「善隣友好に関する業績」を中心に論じている。

そこで、本稿では雨森芳洲が生涯をかけ実現した善隣友好の原点である彼の「朝鮮観の形成」について

* ちかもと しほ 国際文化研究科国際文化専攻博士前期課程

指導教員：尹 芝恵

¹ 姜在彦（2002）「雨森芳洲の「誠信の交わり」—朝鮮との交隣外交を支えた対馬の儒者」リバーフロント整備センター『Front14』11、pp.22-24

² 米谷均（1993）「雨森芳洲の対朝鮮外交—「誠信之交」の理念と実態—」朝鮮学会『朝鮮学報』148、pp.1-32

考察する。朝鮮観についての先行研究は金仙熙（2002）「江戸期朱子学者の「武国日本」認識と朝鮮観—新井白石・雨森芳洲・中井竹山を中心に—」³や、奥谷浩一（2006）「雨森芳洲と新井白石の朝鮮観」⁴などがあげられる。金（2002）は、朝鮮通信使を介した芳洲と朝鮮との交流及び、芳洲による朝鮮の小中華思想の指摘を紹介した。奥谷（2006）はその論文で同じ師の木下順庵に学び、対朝鮮外交で激しい論争を繰り広げた新井白石と雨森芳洲の朝鮮観の比較検討をした。

芳洲が著した『詞稽古之者仕立記録』、『韓学生員任用帳』、『交隣提醒』、『誠信堂記』、『治要管見』、『たはれ草』、『朝鮮風俗考』、『綺紵風雅集』などの記録を参考とし雨森芳洲の職務と倭館での生活並びに、朝鮮との外交交渉を通じて形成された対朝鮮観について検討し、朝鮮語通詞養成所「韓語司」設立に至った経緯を明らかにする。

1. 幼少期から木下門下生まで

雨森芳洲は1668（寛文8）年5月、医師である雨森清納の長男として生まれた。雨森家は、もと「湖北の四家」と称される豪族の一つで、戦国時代には浅井家に仕え、武功秀でた多数の武将を輩出した⁵。出生地は、近江国伊香郡雨森村といわれているが、「京師の人」との説もあり、父清納が京で医を営んでいること、さらに、芳洲が江戸往來の途中で雨森村に立ち寄った事実も認められないことなどから、実際には不明である。芳洲は、名を俊良と言い、のちに対馬島主の宗義誠から「誠」という漢字をもらい、誠清とし、字は伯陽、俗号は藤五郎・東五郎と名乗った。

芳洲は、幼少時代から「穎悟」と称された。5歳頃から父親に漢詩や漢文の指導を受け、文字を覚えさせられたという。雨森芳洲が9歳の時（1676、延宝4年）に作った漢詩がある。「寒到夜前雪。凍民安免愁。我儕猶可喜。穿得好衣遊⁶」、「昨夜の雪によって、寒さが到る。凍えた民はどうして愁いを免れようか。私はまだ良い方であろう。いい着物を穿いて、遊ぶことができて。」

雪の中、凍えている貧しい民と高貴な着物を着て遊びまわる自分の対比を詠んだ詩である。ただの無邪気な子どもでは到底思いつかない視点から、詩を詠むことができる感受性豊かな少年であったことが分かる。雨森芳洲は、父親の傍らで医術の手助けをし、1679（延宝7）年京都で伊勢の高森氏のもと医者修業をはじめた。「東坡云、学書紙費、学医人費。凡医誤薬幾十遭然後困心衝慮得以成良医之名⁷。」すなわち、「東坡曰く、書を学ばば紙を費やし、医を学ばば人を費やす。医者は幾度となく薬を誤ってそのたびごとに心痛を繰り返して、思慮をめぐらせて良医と言われるようになる。」という高森氏の言葉を聞いた芳洲は、それ以降医学を学ばず儒学を志すようになった。1683（天和3）年には、柳川震沢に師事し儒学を学んだ。1685（天和2）年に、江戸に下って木下順庵門に入る。順庵からは「後進の領袖」と称えられた。1689（元禄2）年4月、木下順庵が対馬藩主の宗義真に推挙し、対馬藩に仕えた。芳洲は二〇人扶持・金一〇両を江戸邸に賜る。

³ 金仙熙（2002）「江戸期朱子学者の「武国日本」認識と朝鮮観—新井白石・雨森芳洲・中井竹山を中心に—」 広島大学大学院教育学研究科『広島大学大学院教育学研究科紀要第二部、文化教育開発関連領域』51、pp.375-383

⁴ 奥谷浩一（2006）「雨森芳洲と新井白石の朝鮮観」札幌唯物論研究会『唯物論』51、pp.59-73

⁵ 滋賀県教育委員会編集（1994）『雨森芳洲関係資料調査報告書』高月町立観音の里歴史民族資料館

⁶ 雨森芳洲（1786）「橘臈茶話」泉澄一編（1980）『芳洲文集 雨森芳洲全書二』関西大学出版・広報部、p211より引用

⁷ 雨森芳洲（1786）「橘臈茶話」前掲書、p184より引用

2. 中国語の習得

2.1 一度目の中国語学習

1689（元禄2）年5月、心越禅師門下の白足恵巖より初めて中国話を学ぶ。芳洲が中国語を習った恵巖の師の心越禅師は、1677（延宝5）年に長崎に渡ってきた中国僧であった。芳洲が現代中国語に興味を持ちはじめたのは14歳の時で、「それがし十四歳なりし時、もろこし人に下知し給ふ文、あづまよりくだりさふらへど、文字の道ちがへるゆゑにや。もろこし人よみかねさふらひて、訳者どもあつまり、あらためて見せさふらひしと、あきものするとて、長崎にかよへる、稲某といへるもの、語りしまゝ、げにもと思ひ、二十四歳なりし時より、もろこしごゑをまなべり⁸。」とあり、江戸から長崎の中国人に出された書の中で、文章の書き方が違ったため中国人には読めず通訳たちが集まってそれを見直したという話を長崎から来た商人に聞き、芳洲が学んだ漢文は「現代の中国人の使う本物の中国語とは異なる」ということに気づいたのが中国語を学習する動機となった。

2.2 二度目の中国語学習

また1692（元禄5）年11月、師匠の推薦と助けを得て、金子三〇両・人参五両等を賜り、翌年分金子一〇両を前借りして長崎へ赴き上野玄貞より中国語を学んだ⁹。この師匠の推薦と助けに対して、芳洲は「当時無有知音読之甚有益者。唯我木先生独能知之。故命東就学長崎¹⁰」と述べて、木下順庵の先見性に触れている。この長崎遊学での彼の唐音の師匠であった上野玄貞は1661（寛文元）年生まれで、名は熙、号は塵隱、また熙々子ともいう。玄貞は字である。唐音（口語の中国語）に長ずるとともに、当時長崎滞在中の明の蔣眉山に儒学を、また長崎興福寺の第二代澄一道亮からは医術を学び、医術の門人も700名を数えたといわれる¹¹。

しかし、1693（元禄6）年9月17日には訳官渡海につき、対馬に赴任を命じられ10月に対馬に着いた。こうして芳洲の中国語学習のための長崎遊学は、延べ2年8ヶ月に及んだ。1694（元禄7）年には対馬藩の参勤交代で江戸の勤務となり、1696（元禄9）年2月、中国語を学ぶため金子二〇両・人参一〇等を賜り、中村善八を伴い再び長崎へ赴くが、「竹島一件」という鬱陵島近海における朝鮮との漁業権問題が発生し、その年の年末には対馬に戻ることになる。竹島一件が、朝鮮との実務的な交渉としては初めてのことであったと考えられ、この経験により朝鮮との外交交渉の現実を知り、後年の芳洲の外交に生かされていくようになる。

2.3 芳洲の語学学習の姿勢

「余初適長崎衆咸日往年有一閩梨名字学海者以別處人来学唐音継之者吾子一人耳¹²」と述べていることから明らかなように、芳洲が長崎に行った時、長崎まで中国語を学びに来たのは学海という僧侶が一人いただけであった。

1692（元禄5）年当時、中国人たちは唐人屋敷の中に住むことを義務づけられていた。そのため、芳洲

⁸ 雨森芳洲（1735）「多波礼草」日本随筆大成編輯部（1994）『日本随筆大成第二期 第13巻』吉川弘文館、pp.233-234より引用

⁹ 「元禄五壬申年十月廿四日 右為学文長崎江差越度由、木下順庵依願、長崎江之御暇被遣候付、爰許為用意、金子三拾両、人参五両被成下。将亦来年之御合力金子十両拜借、仕度よし、依願即願之通被仰付。十一月朔日、明日御当地発足。」宗家文書『家業人寛永廿癸未年々享保十一丙午年迄 一番』「元禄五壬申年十月二四日条」（長浜市長浜城歴史博物館・高月観音の里歴史民俗資料館（2015）『雨森芳洲と朝鮮通信使—未来を照らす交流の遺産—』サンライズ出版株式会社、p65より引用）

¹⁰ 雨森芳洲他著（原著江戸中期）「芳洲先生文抄」泉澄一編（1980）『芳洲文集 雨森芳洲全書二』関西大学出版・広報部、p117より引用

¹¹ 信原修（2015）『雨森芳洲 朝鮮学の展開と禅思想』明石書店

¹² 雨森芳洲他著（原著江戸中期）「芳洲先生文抄」前掲書、p117より引用

が中国人と接触することは困難であったと考えられる。唐通事の各家では、その役職を子孫代々に就かせるために、子孫の幼少時期から教育を行っていた。その学習、養成の方法もそれぞれ違いがあり、各家庭に特徴があった。唐通事の家内での唐話教育は当時の漢文教育と大きく異なり、読み書きよりも、実際に唐通事として働く際に最も重要な会話能力の養成が主な内容であった¹³。初心者への体系的な指導方法も確立されていない状況下で工夫して勉強する必要にせまられた。

さらに、外国語としての中国語学習に対する彼の自覚とその苦勞について「はじめは、よその事きけるがごとくおぼえしかど、としのかず、はたちあまりかさねて、おほかた此国のものよみするにちかくなり、まのあたりの事は、もろこし人とものがたりをなせし¹⁴。」と語っており、中国語を習い始めた頃はよその国の言葉のようで全く分からなかったが、20年ほどしてようやく読むのが日本語に近くなり、会話もできるようになったという。

「唐音もひとつたへ、ふたづたへすぎば、いつとなく。此国のこゑとなるべし。唐音唐話をまなぶ人は、いつとてももろこし人に習ふより外あるまじ¹⁵。」「中国語の発音も代を重ねるごとにだんだん訛ってってしまう。中国語を学ぶには、中国人について直接習うのが最善の道である。」と指摘する。これは、芳洲が自身の外国語学習経験を経て体得した結果であり、のちの韓語司創設の教育方針へと繋がっていく。

3. 朝鮮語学習

3.1 朝鮮へ渡る

1698（元禄11）年7月19日に、芳洲は陶山訥庵とともに朝鮮御用支配役杉村采女・平田直右衛門の佐役を拝命した。杉村采女と平田直右衛門は家老で「朝鮮御用支配」を担当していた。芳洲と訥庵は支配役の佐役に任じられたことにより「朝鮮御用支配」の諮問に答え、意見の具申などをする立場となった。

朝鮮支配役佐役が必要となった理由について、泉（1994）-aは1695（元禄8）年に行なわれた銀貨の改鑄に原因があると述べている。朝鮮貿易の支払いに用いられた銀貨の銀含有量の減少で、朝鮮政府は藩主の書を求めた。従来このような貿易問題で藩主の書を送ったことはなかった。このことで朝鮮支配役は訥庵と芳洲に意見を徴し、かつ書契の草案作成にあたらせたものと考えられる¹⁶。そして、8月8日書契の草案ができ、芳洲と訥庵は朝鮮御用支配役佐役の解任を願うが、19日に不許可の命が下された。

1701（元禄14）年11月9日の記事に、宗義真が義方の襲封で隠居したため朝鮮外交の役を交代し、樋口佐左衛門を正官、芳洲を都船主に任じ釜山へ派遣することになったとある。1702（元禄15）年2月9日には先向使が先発し、一行は3月2日に釜山へ着いた。そして約4か月間釜山に逗留し、6月11日に出宴席を終えた。7月朔日ごろ釜山を出て、芳洲の釜山行きは終了となった。

芳洲は実際に現地である朝鮮で見聞した日朝外交の実態や、朝鮮情勢が自分の識見と大きく異なることに驚き、辞職を考えていた。帰国後の8月3日、芳洲は「覚書」を組頭へ提出した。内容は「これまでは朝鮮の実態について詳細に知らないまま佐役をつとめたが、今回朝鮮の地へ渡って、自分の認識とは十倍異なる朝鮮の勢いを知った。年配者に尋ねても朝鮮のようすは十年、二十年以前とは様子が違うと言う。これでは、朝鮮外交は次第に悪くなるばかりであるが、献策もない。そのため佐役を免じてほしい¹⁷。」というものであった。

¹³ 劉小珊（2020）「江戸時代の長崎貿易における唐通事に関する研究」アジア日本語文化研究会『日本語文化研究』2、pp.9-16

¹⁴ 雨森芳洲（1735）「多波礼草」前掲書、p234より引用

¹⁵ 雨森芳洲（1735）「多波礼草」前掲書、p233より引用

¹⁶ 泉澄一（1994）-a「對馬藩勤役中の雨森芳洲에 대하여 —元禄 2~15년（1689~1702）—」국사편찬위원회『국사관논총』57、pp.219-262

以上のような朝鮮に対する芳洲の認識は、情勢の変化を的確に把握した結果であるといえる。この日朝の現状を踏まえた上で、芳洲の外交姿勢が形成されていく。芳洲は「壬辰倭乱の余威による武力の時代の終わり」と「それを認識しない限り今後の朝鮮外交は次第に悪くなるばかりである」ことを主張している。その点で、今回の佐役としての釜山行きは芳洲にとって有益であった。

3.2 学文稽古のための釜山朝鮮語学習

1703（元禄16）年、朝鮮留学の許可を伝えている記事が見られる¹⁸。留学の目的は朝鮮語及び朝鮮事情を学ぶことにあった。7月19日には芳洲から、釜山へ渡る際に連れ渡る「上下四人」と「加札」の申し出があり認められている。釜山滞在中の宛行については8月9日に勘定所へ申し渡しがあつた。かつて藩儒が学文稽古のため朝鮮へ留学したという前例がなく、その算定に手間がかかっており、朝鮮留学の許可から渡航までに時間を要したことが泉（1994）-bによって指摘されている。芳洲は10月26日に佐須奈を出帆し、11月1日に釜山へ上陸している。そして芳洲はついに朝鮮の学文稽古の研鑽を始めた。

1705（宝永2）年2月3日、御見合（特別手当）として白米一五俵の支給を受け、4月には学文稽古のため再び朝鮮へ渡り、釜山の草梁倭館に滞在して朝鮮語を学んだ。その様子は1732（享保17）年に芳洲が記した『詞稽古之者仕立記録』に詳細がある。

「某義三十五歳之時、参判使都船主ニ而朝鮮へ初而罷渡、彼地之様子令見聞候処、重而信使有之候節朝鮮詞不存候而者、御用可難弁候心付候付、罷帰候已後早速朝鮮言葉功者之衆中ニ下稽古いたし、翌三十六歳之時、朝鮮江罷渡九年二年令逗留、交隣須知一冊・酉年工夫一冊・乙酉雜録五冊・常話録六冊・勸懲故事諺解三冊仕立、其外淑香伝二、李白瓊伝一冊自分ニ写之。毎日坂之下へ参り令稽古、雨天之節者守門軍官又ハ通事を呼相勤候（中略）命を五年縮候と存候¹⁹。」

これによると、芳洲はこの頃「交隣須知一冊・酉年工夫一冊・乙酉雜録五冊・常話録六冊・勸懲故事諺解三冊仕立、其外淑香伝二、李白瓊伝一冊」をまとめたと考えられる。朝鮮語学習の状況について、毎日坂之下へ行って稽古をし、雨の日には守門軍官や通事を呼んで学習していたとある。「呉インギト云仁都ヨリ下り坂ノ下ニ久敷逗留セシメ候付親敷仕ラレ朝鮮詞ハ専ラ其人ヨリ習ハレ候由²⁰」との記録から坂之下では1704（宝永元）年2月4日に都から赴任し、東萊へ到着した「呉判事」と思われる人物に朝鮮語を学んだと考えられる²¹。加えて、命を五年縮める覚悟で臨んだという実体験をうかがわせる。

芳洲は、中国語と朝鮮語修業について「からことばは、甚だやすし。それがしからにゆき、三年ちからをもちひて、おほかたつかへなきほどにまなべり。わが国に同じく反言なるがゆゑなり²²」、「朝鮮語の勉強は中国語と比べると簡単に3年あまり勉強すると大方理解できるようになった」と振り返っている。

朝鮮側の記録によると、芳洲はこの頃編集された日本語辞典の『倭語類解』作成に携わっている。「日本

¹⁷ 「組頭樋口内記方ハ差出候書付左記之。乍恐奉願口上覺私儀朝鮮之儀ニ付文字ニ懸り候用者以前ハ勤來候處去戊寅年（元禄十一年）別而朝鮮御用之佐役被仰付存寄之儀御座候者毛頭無遠慮朝鮮役へ申上候様ニと蒙仰難有奉存候。乍然朝鮮之儀元來難落着奉存候へ共、先相勤候様ニと被仰付候故不得已今迄ハ御役之名ヲ蒙り罷在候。然處今度朝鮮へ罷渡彼地之勢得と考申候所、兼而奉存候ハ八十倍仕たる勢ニ而座候。年老之者ニも相尋候處何も十年廿年以前之様子ハ少も無之由申候。尤私愚見ニ奉存候處も向後者猶以日増歳増ニ御爲惡敷様ニと相成行、宜敷方ニハ参り申間敷哉と乍恐苦々敷奉存候。乍然共惡敷所如何様ニ被遊候者宜敷罷成可申と奉存候了簡も毛頭無御座候。然上ハ御役之名を蒙龍在候而も何之詮義無之義と奉存候。依之御役之御断申上候。此上ハ万一先相勤候様ニと被仰付候而も乍恐請難申上奉存候。」「表書札方」毎日記の元禄十五年八月三日（泉澄一（1994）-a 前掲書、p260より引用）

¹⁸ 泉澄一（1994）-b 「元禄十六（1703）～宝永四年（1707）朝鮮留学前後の雨森芳洲とその周辺」関西大学東西学術研究所『関西大学東西学術研究所紀要』27、pp.25-54

¹⁹ 雨森芳洲（1732）『詞稽古之者仕立記録』泉澄一編（1982）『芳洲外交関係資料書簡集 雨森芳洲全書三』関西大学出版、pp.307-308より引用

²⁰ 古藤文庵著・鈴木栄三編（1979）『閑窓独言』対馬叢書第六集、村田書店、p105より引用

²¹ 泉澄一（1994）-b 前掲書

²² 雨森芳洲（1735）「多波礼草」前掲書、p234より引用

語は外国話の中で一番難しい。洪舜明は日本人雨森東に質問して、長語と類解を作った²³』とある。その後、1704（宝永元）年11月10日に無事帰国し、朝鮮語修業はこれが最後となった。

3.3 草梁倭館での生活

文禄・慶長の役以後、漢城の日本の使者の上京は認められず、使節の応接はすべて草梁倭館で行なわれた。ここに対馬の人々が400名から500名ほど駐在した。倭館は朝鮮との外交業務の全てを行なう在外公館であり、貿易取引が行なわれる商館の機能も持っていた。草梁倭館では、人々は自由に出入りすることが許されず、無断で外出した場合は「闕出」といい、1683（天和3）年の癸亥約条で規約違反者は死罪とされていた。朝鮮側の役人や商人も所定の通行札により、倭館への出入りは取り締まられていた²⁴。このような厳しい隔離政策がある中で、倭館での規定区域外の外出でありながら、闕出とならない例外事項があった。

「日本漂流人有之候時、館守多大浦又牛巖浦へ被罷越候事、彼岸ニ館内之人古館へ参り候事、遠見嶽へ日本人上り候事、ヶ様之類朝鮮人不好事ニ候へとも、日本人之足をくひり候様ニ成り候而ハ如何ニ候故、いつ迄も古式之通ニ有之度事ニ候、且又館内閑曠之地物替ニいたし彼方へ取戻し度と之義、やゝともいたし候へハ訳官共申事ニ候、是又決而被指許間敷事ニ候、其訳御実録ニ有之候故略之候²⁵。」

日本人漂流民の調査のため館守や裁判が収容先の多大浦や牛巖浦へ出張すること、彼岸と孟蘭盆の旧倭館への墓参り、遠見嶽への登山、坂の下への出入りである。芳洲もこの例外については、「いつ迄も古式之通ニ有之度事ニ候」と主張する。実際には倭館の人は近くの名利巡りを頻繁に行っていたことが館守の日記に散見する。芳洲は、倭館が「日本人之足をくひり候様ニ成り候而ハ如何ニ候」のような環境にならないようにしてほしいと、倭館での滞在体験者ならではの意見を述べている。

また倭館において、炭薪に関する記述がある。1703（元禄16）年に芳洲が学文稽古のため倭館に渡った時には、倭館にきた東萊府訳官の訓導（別差の上役）に対し芳洲が日常必要とする炭薪の供給を要求し、特別な立場を朝鮮側に認めさせた²⁶。芳洲は「大小姓横目格」で「1ヶ月に炭十二俵、1日に柴三把」という規定で支給を認められた。朝鮮側から炭薪の供給をうけるのは年例送使や参判使などいわゆる使節と倭館の員役に限られていて、身分に応じて支給が決められていた。そのためこの例は規定には当てはまっていないものの、「朝鮮に用事があってきたわけではないが、倭館に用事があり来た者」という例外として認められている²⁷。

炭薪の炭幕・宮纏はかつて倭館の石垣内にあったが、石垣を崩し勝手に持ち出す者が絶えず、坂の下の近くに小屋を建てて月ごとに一定量を倭館へ運び入れることになった。ところが、壬辰倭乱の余威が薄まるとともに、俵の入りが減る、あるいは納期が遅れるなど日常生活に支障をきたすことが多くなった。そこで「炭薪取ニ参候しだけ共を、軍官之内一人刀を抜き追ちらし候者有之候²⁸。」とあり、坂の下の近くの炭薪蔵以外に立ち入ることは「闕出」とされていたことが分かる。そのため「訳官共内々ニ而町人共へ申

²³ 「倭語比諸方取難曉公質于日本人雨森東作長語及類解等書」

「人物篇洪舜明条」（1720）（肅宗46年・享保5年）『通文館志卷之七』

서울大学校奎章閣韓國学研究院（2006）『通文館志上』奎章閣叢書官署志篇、p443より引用

²⁴ 上垣外憲一（2005）『雨森芳洲元禄享保の国際人』講談社

²⁵ 雨森芳洲（1728）「交隣提醒」泉澄一編（1982）『芳洲外交関係資料書簡集 雨森芳洲全書三』関西大学出版、p72より引用

²⁶ 「今日訓導入館仕候付申渡し候ハ此度国元ハ雨森院長罷渡候。此人之儀何ぞ朝鮮国ニ対したる用事ニて罷渡るニてハ無之候得共、館之用事ニ付為被指渡仁之儀ニ候間炭柴之儀大小姓横目之格ニ一ヶ月ニ炭十式俵、一日ニ柴三把宛相渡候様ニと申渡候処、訓導申聞候ハ被仰聞候段承届候。弥御指図次第ニ相渡可申由申聞候ニ付則右之趣院長方へ以手紙申渡ス。」

「館守毎日記」元禄十六年十一月七日条

（泉澄一（1994）-b 前掲書、p30より引用）

²⁷ 泉澄一（1994）-b 前掲書

²⁸ 雨森芳洲（1728）「交隣提醒」泉（1982）前掲書、p69より引用

談し右之町人其旨申上候処、館中常用之薪ハ毎度水夫共ニきらせ可被指渡候²⁹」とあり、炭薪は対馬島内やあるいは倭館向かいの絶影島へ出かけて急場をしのぐことにした³⁰。

厳寒期、暖房用の炭薪が大量に必要になり、未納が続いたことで1712（正徳2）年1月、20人の倭館下役人が炭薪蔵を破って炭二百俵を持ち出した³¹。また、1726（享保11）年30から40名の倭館下役人が炭の引渡所の門と炭薪蔵を破って炭と建物の木材を持ち去った事件の記録が残されている³²。

このように、芳洲が滞在していた当時の倭館では炭薪に関するトラブルが多発していたことがわかる。したがって芳洲は、状況に合わせて朝鮮の訳官と交渉していた。

さらに、交奸は朝鮮側が死罪を科していたにもかかわらず頻発していた。それを倭館側も把握していたが、朝鮮側の指摘で調査を開始するというのが実情であった。『交隣提醒』には、1690（元禄3）年と1707（宝永4）年の事例がとりあげられている。1690（元禄3）年の事例については「館守を色々と申はつし、其内ニ年月も立候而終相手不被指出事相止ミ申候³³」と、館守が色々と思惑をかわし、その内に年月も立って結局犯人を指し出さずに事を済ませた。この件を「其節右館守之仕形をよろしき処置ニ候と国中にて申たる事ニ候³⁴。」と、館守のやり方をよろしき処置だと対馬中が言っており、犯人の検挙に非協力的であった倭館側及び、その態度を良い形の処置であると言い切る対馬の風潮を述べている。1707（宝永4）年の事例は白水源七という人物が名指して検挙されたため、朝鮮側は渡海訳官使を派遣してこれを外交問題とし、解決を迫った。しかし対馬側は「訳官共を或ハしかりつけ、或ハさとし無何事相済候様ニ被成可然候³⁵」とし、結果的に白水源七を対馬での流罪で済ませた。これらの事例に対して、「朝鮮人之嫌申候事をかまひ不申、日本人之不埒を不存改候而落着日本人之難義ニ成候事有之候³⁶。」と述べ、朝鮮人の嫌がることをし続けるならば、最後は日本人が難儀すると主張している。加えて、「惣体一時之勝を主とし後來を不慮候ハ日本人之風義、當時は穩便ニいたし置後來之勝を取候ハ朝鮮之深計ニ而、智慮之優劣無是非事ニ候³⁷。」のように、「後ことを考えないのが日本人の風義で、當時は穩便にして置き後に勝ちを取るのが朝鮮の深計で、智慮の優劣はいうまでもない」と、長期的な視点での対策を怠った藩の知恵のなさを批判している³⁸。

そのほか、倭館で多発していたトラブルは闖出、炭薪、交奸以外に密貿易、喧嘩、乱暴、狼籍などがあり、芳洲は倭館に滞在する中で、現実を目の当たりにし、このような事件に日頃から関心をもち朝鮮と真の交流をするための目を養っていたことが明らかである。

²⁹ 雨森芳洲（1728）『交隣提醒』泉（1982）前掲書、p69より引用

³⁰ 雨森芳洲（1728）『交隣提醒』田代和生校註（2014）『交隣提醒』平凡社

³¹ 雨森芳洲（1728）『交隣提醒』田代（2014）前掲書

³² 「享保十一丙午年

日本人炭小屋引崩候事

炭柴等數日外ハ不入來候付、正月十七日留館西館之下人共、坂之下江罷越朝鮮人と口論仕出シ、炭渡所之門并番所を引崩候儀ニ付、翌十八日及暮訓別入館仕、通詞屋江罷出候由、小田四郎兵衛罷出申聞候付、使を以兩譯方江申遣候ハ、各儀昨日館内之下々坂之下江罷越、炭小屋等引崩候次第之儀ニ付、東萊ハ被申届候趣有之由ニ而、入館之由承之候、然者此一件ニ付各儀館守江被罷出東萊ハ之御届被申出候而者、甚事重く罷成、輕キ義ニ候處、兩國之出入ニ罷成候而ハ、至而不宜義ニ候旨申遣候付、兩譯夜ニ入罷出申聞候者、昨日館内之下々三四拾人坂之下江罷越、釜山浦預り之公義炭小屋之役所并門番所共ニ引崩し、館内ニ運び取候次第、至極憤り強く共身之科ニ被仰付候段ハ、其覺悟仕相はまり罷出候、

（박홍갑・박경희（2007）『分類紀事大綱IV對馬島宗家文書資料集4』국사편찬위원회、p197より引用）

³³ 雨森芳洲（1728）『交隣提醒』泉（1982）前掲書、p70より引用

³⁴ 雨森芳洲（1728）『交隣提醒』泉（1982）前掲書、p70より引用

³⁵ 雨森芳洲（1728）『交隣提醒』泉（1982）前掲書、p70より引用

³⁶ 雨森芳洲（1728）『交隣提醒』泉（1982）前掲書、p79より引用

³⁷ 雨森芳洲（1728）『交隣提醒』泉（1982）前掲書、p79より引用

³⁸ 雨森芳洲（1728）『交隣提醒』田代（2014）前掲書

これらの知見もふまえて「威力・恐喝を以て勝を取る」ことは決してあってはならないといった芳洲独自の対朝鮮観が形成されていく。

4. 朝鮮外交での活躍

4.1 朝鮮通信使との交流

1711（正徳元）年2月、新井白石の建議により、幕府は朝鮮通信使の待遇を改め、将軍称号を日本国王とした。そして芳洲は3月、日本国王号・信使待遇問題等につき白石へ書状を送り、5月には朝鮮通信使の礼遇に関する規則を変更する「聘禮改革」を伝えるため釜山を訪れた。6月に帰国した後、8月には真文役として第8次朝鮮通信使に随行して江戸を往復する。そして翌年2月に帰着した。

第8次通信使は、家宜の襲職慶賀を目的として通信使が派遣された。正使趙泰億、副使任守幹、従事官李邦彦ら総勢500名が来日した。

正使趙泰億は留別の詩として次のように詠み、芳洲との別れを惜しんだ。

「絶海誰奇士芳洲独妙誉能通諸国語且誦百家書落拓寧非茹才華儘有余明朝万里別回首意何如³⁹。」

「絶海に芳洲ほどの誉れ高い優れた人物がいるであろうか。彼は三国語に通じ（中・朝・日）、百家の書を誦んじるほどに該博な知識の持ち主だ。いまは零落（落拓）しているとは云え、それは取るに足りない。これも定めというものだろうか。だが彼の才知は実に有り余るほどだ。明朝は万里を隔てて別れて行くことだが、願みてこの思いはどんなに深いことだろう⁴⁰。」

加えて趙泰億に随行した書記の南聖重もまた「臨別奉呈芳洲詞伯」と題する七言律詩を芳洲に贈り、その中で「高才傑氣出人中 況復声音与我同⁴¹」、「芳洲の才能は高く傑出しており、また、発音も我々と同じである」と詠い、註には「芳洲能通韓話 雖宿訳老嫗 有所不及焉⁴²」、「芳洲は朝鮮語が堪能で、熟練者でも及ばないほどである」と感嘆している。

1713（正徳3）年1月には将軍家宜の逝去を告げる「告訃参判使」の都船主として釜山に渡り、閏5月に帰国した。1719（享保4）年7月、第9次朝鮮通信使に随行して江戸を往復し、12月21日帰着した。

第9次朝鮮通信使は将軍吉宗の襲職慶賀を目的として派遣された。正使洪致中、副使黄璿、従事官李明彦ら総勢475名が来日した。この時、製述官として来日した申維翰は雨森芳洲と交流があり、帰国後、日本での日記と観察記を『海游録』として著した。その中で、「東即彼中傑出人也。能通三國音。能辨百家書。其於方譯之異同。文字之難易。自有涇渭於胸中。故所言如此⁴³。」といったように雨森芳洲の言語能力を賞賛している。

そのほか、従事軍官の金滄もまた、『扶桑録』の中で「能文能詩。且通漢語及朝鮮語⁴⁴。」「詩文が堪能で、かつ中国語も朝鮮語もともに通じている」と記している。

こうして芳洲が関わった二度の朝鮮通信使、すなわち第8次（1711）、第9次（1719）の信使たちは、芳洲の教養の深さと、傑出した語学能力を高く評価した。

³⁹ 雨森芳洲（1735）「多波札草」前掲書、p243より引用

⁴⁰ 信原（2015）前掲書、p87より引用

⁴¹ 雨森芳洲（1711年頃）「縞紵風雅集」泉澄一編（1979）『芳洲外交関係資料書簡集 雨森芳洲全書一』関西大学出版・広報部、p255より引用

⁴² 雨森芳洲（1711年頃）「縞紵風雅集」前掲書、p255より引用

⁴³ 한국고전종합 DB 「(下) 附聞見雜錄」申青泉維翰『海游録』

<https://db.itkc.or.kr>（最終閲覧日 2024年11月13日）

⁴⁴ 한국고전종합 DB 「六月三十日辛未条」金滄『扶桑録』

<https://db.itkc.or.kr>（最終閲覧日 2024年11月13日）

4.2 朝鮮語通詞養成の開始

1720（享保5）年7月1日、芳洲は『韓学生員任用帳』をまとめ通詞養成策を上申した。これには「朝鮮向之御役目相務候人数多有之内、通詞之義ハ身分輕御座候而も、役目ハ大切成事ニ奉存候⁴⁵。」と通詞は町人であったために、身分は低いもののその役割は大切であると述べ、通詞養成の重要性を訴えている。その後7月9日、朝鮮新王景宗の即位を慶賀する「陳賀参判使」都船主として釜山に渡った。

1721（享保6）年、正使、副使をはじめとする渡海訳官使節65人全員による人參潜商という密貿易問題が発生した。この渡海訳官使節には、吉宗から出された「薬材調査」とその裏で朝鮮人參の生草入手という重大な用務を遂行するための協力依頼という事情が発生していた。そのため藩としては訳官使節全員に厳罰な対処をしがたい状況であった。そこで藩は、諸役、陶山訥庵、雨森芳洲、松浦霞沼に意見を求めた。これに対して訥庵は寛大な措置を求めたが、芳洲と霞沼は厳罰を主張すべきであるという意見書を上申し、意見が対立した⁴⁶。

そして7月26日、「左肘と腰の疼痛を理由に、本業である学問の講義と書簡にまつわる任務に専念したい⁴⁷。」と朝鮮御用支配佐役の辞任を願い出て、許されている。本当の原因は潜商問題がきっかけであり、「雨森東五郎朝鮮佐役被差免候節差出候書付」には、横行を厳格に取り締まらない藩の態度に対する不満が記されている⁴⁸。

1727（享保12）年12月、『通詞仕立帳』を上申し、朝鮮通詞養成の惣下知を命じられた。ここから芳洲による朝鮮語教育が開始された。

朝鮮には、高麗時代（1276年）から政府による組織的かつ体系的な外国語教育機関「通文館」が設置されていた。朝鮮時代に「通文館」が「司訳院」と改称された⁴⁹。司訳院の外国語教育には、日本語（倭学）だけでなく、漢学・蒙学・女真学の合わせて四学があった⁵⁰。さらに、1682（天和2、肅宗8）年には「偶語庁」が設置された。最初に日本語の教授にあたったのは倭学訳官の朴再興と安慎徽で、定員20名の本格的な日本語教育（倭学）がなされるようになった⁵¹。科挙に及第した朝鮮の訳官には両班の中人層が多く、名門家系が形成されていった。

⁴⁵ 雨森芳洲（1720）『韓学生員任用帳』前掲書、p21より引用

⁴⁶ 田阪正則（2014）「享保六（1721）年の陶山訥庵と雨森芳洲」 한국어어문학회 『어어어문학회연구』 88、pp.205-224

⁴⁷ 「私奉願候ハ御役ハ被差免被下、何卒私本業ニ付申たる御講積、又ハ御書簡等之読ミ書キハ御役不被仰付以前ノ年来之事ニ御座候故、不相替精力を入相務莫大之御厚恩万分之一成とも奉酌度奉願候。」

「右者兼而御供被仰付置候処、近年ハ左之臂を痛、当年ニ至候而ハ腰をも折々痛、至極難儀之由ニ而御供御理申上候。」

（陶山訥庵（1721）「享保六辛丑年 雨森東五郎朝鮮佐役被差免候節差出候書付」泉澄一編（1980）『芳洲文集 雨森芳洲全書二』関西大学出版・広報部、pp.50-51より引用）

⁴⁸ 「右之通ニ御座候得ハ私重ク存候事ハ上ニハ輕ク被思召、私輕ク存候事ハ上ニハ重ク被思召、私不屈者と存候崔同知事上ニハ後日御用ニも立へき者哉と被思召、ケ様ニ大段之御主意私奉存候と相違仕候而ハ御断申上候段当然と奉存候。」

（陶山訥庵（1721）「享保六辛丑年 雨森東五郎朝鮮佐役被差免候節差出候書付」前掲書、p48より引用）

⁴⁹ 「辛酉置司譯院、肄習華言」

국사편찬위원회 「太祖實錄 4 卷」 『조선왕조실록』

<https://sillok.history.go.kr/popup/viewer.do>（最終閲覧日 2024年11月13日）

⁵⁰ 「官制高麗忠烈王二年始置通文館習漢語。恭讓王三年改為漢文都監（出高麗史職官志）國初置司譯院掌譯諸方言語（出輿地勝覽）其屬官有蒙倭女清學通為四學（康熙丁未女真學改稱清學）屬禮曹（出經國大典）

續（乾隆乙酉清學序於蒙學之上出啓辭錄）」

「沿革凡六條續附」（1720）（肅宗46年・享保5年）『通文館志卷之一』

（서울대학교奎章閣韓國學研究院（2006）前掲書、p25より引用）

⁵¹ 「又司譯院以外に偶語廳なるものがあつた。これは倭、漢、蒙、清の四学に關することを教授した所で、康熙二十一年の閔廣の設立にかゝり、四学の年少有才者を選んで、之に入学せしめたものである。而して其の員數總計百名中倭学が二十名であつた。最初日本語の教授に當つたものは朴再興と安慎徽であつて、五年の間毎日熱心に語学を講習し、成績大いに見るべきものがあつた。」

（小倉進平（1920）『国語及び朝鮮語のため』ウツボヤ書籍店、p128より引用）

一方で日本側の朝鮮語通詞は、主に特権商人である「六十人」が担っており、商業会話中心であった。朝鮮語の体系的な教育を受けるのではなく、親や親類から手ほどきを受けるいわゆる自主学习に任せられた。朝鮮通信使の来日時には臨時雇いの通詞もいた。そのため、朝鮮側の文書やハングルの読み書き能力を備えた通詞は少なく、朝鮮側訳官とは比較にならないほどの差があったと考えられる。

芳洲は1682（天和2）年来日の第7次通信使の例を挙げている。天和信使来日時に、岡崎へ出迎えた幕府の使者を「無官の人」と答えたため、三使が「公儀の禄を受け取る使者が無官であるのは不思議だ」と疑った。そこで、正徳、享保の信使に官職名を尋ねられた際には、その役儀を答えるようにと通詞に申し付けたという。芳洲は通詞の能力の面において、官職名を答えることができないといった見識の無さを指摘している⁵²。

制度の面、能力の面に加えて、朝鮮貿易の衰えも訳官との水準の差の広がりによって拍車をかけた。1709（宝永6）年の記録によると、「朝鮮商売は段々衰え始め、六十人嫡子が朝鮮に渡って朝鮮語を覚える姿勢が以前に比べてなくなっている。現在は朝鮮語が分かる者がいるため、信使来日の際に差し支えはないが、子の代になると、朝鮮語を理解する者の数が少なくなってしまう⁵³。」とある。芳洲自身も同様に「詞稽古仕立之者記録」において「近年時勢が良くなく、朝鮮貿易のために朝鮮へ渡る人の数が年々減少している。自分から朝鮮語を学ぶ者もない⁵⁴。」と述べている。

そこで制度や能力不足、通詞の数の減少という現状を憂いた芳洲は、時代の流れに沿った新たな提案として通詞養成を提唱した。

朝鮮通詞養成所「韓語司」の運営経費には、「朝鮮脇乗米」が充てられた。対馬から草梁倭館に向かった船舶が風向きによって倭館以外の港へ漂着してしまうことを「脇乗」といい、朝鮮から対馬藩に食料品や支給物などが与えられた。この支給米を「朝鮮脇乗米」と呼ぶ⁵⁵。

「朝鮮脇乗米於彼地通詞中江被成下候。余米者御国江差渡鉄砲方へ八ヶ年以來相渡候。然処近年者鉄砲稽古も当時相止、殊ニ余銀も有之由ニ候、今度町六十人江朝鮮言葉稽古被仰付候付、此方入目ニ脇乗米を以稽古申渡候⁵⁶」

対馬藩は倭館滞在中の費用を脇乗米で賄っていた。余った脇乗米は8年間鉄砲の稽古に充てていたが、近年稽古が中止となり、余銀を朝鮮詞稽古の費用とすることにした。兵器の練習が不要となり、友好関係を築く手段として「脇乗米」を利用したことは、武威から「誠信外交のための教育」の転換が図られたという意味で非常に重要である。

4.3 新たな対朝鮮観の提唱

1720（享保5）年1月、芳洲は大学頭林鳳岡の求めにより、『朝鮮風俗考』を著した。この『朝鮮風俗考』では朝鮮の諸王朝の成立の歴史と沿革を記しており、「弱国と申習し候ハ、豊富太閤朝鮮攻撃の時、多

⁵² 「天和信使之時先例ニまかせ岡崎迄御使番を被遣候処、何之官ニて候哉と三使被相尋候処、日本ニてハ宰相侍従諸大夫なと申候て禁裏ハ被仰付候を官と心得居候のミニて、唐朝鮮ニ而官と申候ハ元来今之役と申事ニ候と申心得無之候故、無官之人ニ候と通詞共答候付、公儀之禄を食ミ御使を務候人を無官なると申候ハ不思議なる事ニ候と三使殊外疑ひ被申たる由ニ候。夫故正徳享保之信使ニハ若官を被相尋候ハ、其役を以答候様ニと通詞共へ被仰付候。」
（雨森芳洲（1728）「交隣提醒」泉（1982）前掲書、p61より引用）

⁵³ 「近年ハ朝鮮商売段々と衰へ候ニ付、町六拾人之嫡子商売之為ニ朝鮮へ罷渡居候而朝鮮詞を申覚へ候儀、以前之様ニ無之候故、只今迄は以前より朝鮮詞を申覚へ居候者有之候而、信使来聘之節之通詞御用差支無之候得共、其子之代ニ成り候而ハ朝鮮詞を申候者少キ筈ニ候」
宗家文書『委細御條書草案』

（田代和生（2007）『日朝交易と対馬』創文社、pp.158-159より引用）

⁵⁴ 「近年時勢よろしからず朝鮮江為商売罷渡候町人年々減し候得者、自分ハ朝鮮言葉稽古仕候もの無之」
（雨森芳洲（1732）「詞稽古仕立之者記録」前掲書、p285より引用）

⁵⁵ 米谷均（1991）「対馬藩の朝鮮語通詞と雨森芳洲」日本海事史学会『海事史研究』48、pp.82-108

⁵⁶ 雨森芳洲（1732）「詞稽古仕立之者記録」前掲書、p287より引用

の朝鮮人を殺され候事を聞伝候而申事ニ候⁵⁷」と壬辰倭乱の影響で朝鮮を弱国とみなしている日本の態度を述べている。また「何レの国而も、是は強キ国、是は弱キ国と、いつ迄も定りたる国は無之者に候へハ、日本の武備衰へ候節に成り候ハ、必は其悔弄を受候事有之と存候⁵⁸。」など、どの国も強い国、弱い国などの関係がいつまでも続くわけではないという主張をしている。

1720（享保5）年7月1日、通詞養成策についてまとめた『韓学生員任用帳』では、「数十年以前迄ハ壬辰大乱之余威ニまかせ、是非の議論ニ不及、威力のミを以、事相済たる事も有之候へとも、太平相続き、双方道理を以歸一を定候時勢ニ成行候⁵⁹。」とあり、壬辰倭乱之余威にまかせ、威力のみで事を済ませる事があったが、太平が続き双方が道理を以て事を定める時勢になり、朝鮮の日本を恐れる気持ちが薄れたことを藩に上申している。

1728（享保13）年12月20日、対馬藩主宗義誠に朝鮮外交の心得書として『交隣提醒』を献じた。『交隣提醒』では「古館之時分迄ハ朝鮮乱後之余威有之候故朝鮮人を無理を以押付置、訳官共其身難義之余り中間ニ而都之首尾よろしく取締ひ、成かたき事も成り候様ニいたし候故、強根ヲ以勝ヲ取り候を、朝鮮を制御するの良策と人々心得居候⁶⁰。」とあり、旧倭館時代には壬辰倭乱之余威により、朝鮮人に無理を押し付けても、訳官が都合よく取り繕ってくれたために無理が通っていたものの「新館ニ成候而ハ余威も段々薄ク成り無体ニ勝を取候事難成勢ニ候へとも、余威の薄ク成ると申所にハ心付無之⁶¹」と指摘し、草梁倭館になってからは余威が薄くなり、無理に勝を取ることが難しくなってきたことなど気にも留めていない日本人の姿勢を批判した。

朝鮮が対馬藩に贈っていた木綿について、1624（寛永元）年ころまでは、「其砌迄ハ乱後之余威有之、日本人之勢強ク彼国之恐も甚キ時分ニ候故、日本人之右木綿善悪之事ニ付目をいからかし、色をあかめ、大声をあけ、訳官共を責付ヶ候⁶²」とあり、受け取った木綿の質が悪い時には、日本人が勢いよく大声で訳官を責め立てていた。「彼国之書物ニ大肆咆哮と書キ付有之候⁶³。」とあり、朝鮮はそれらを国の書物に日本人が虎の吠えるように怒ると書き付けた。しかし、「今ニハ乱後之余威も無之、日本人ハ年柔弱ニ成彼国之恐は年々薄ク、其上二三十年以来ハ五升木三十五尺之内ニ価布同前之木綿入来候而も、此以前咆哮いたし候模様も無之⁶⁴。」のように、日本人は年々弱くなり、木綿の質が悪くなっているにもかかわらず以前のようには吠えなくなった。

その他、朝鮮人が「鈍」であるという日本人の偏見に対し反論している。芳洲が22歳の時、江戸藩邸の在勤の面々が「朝鮮人ほど鈍感な者はいない」と言っていた⁶⁵。「炭唐人という炭を持って来る者が、もし炭を持ってこなければその手に印判をして、明日持って来いと言いつけると、翌日は必ず炭を持って来てその印判を取ってほしいと言う。大勢のことで誰かも覚えていないため、その印判を洗い落せば済むのに、必ずそのようにするのがおかしい事である⁶⁶。」という。芳洲はこれに対し「東五郎存候ハ鈍なるニてハ有

⁵⁷ 雨森芳洲（1720）「朝鮮風俗考」泉澄一編（1982）『芳洲外交関係資料書簡集 雨森芳洲全書三』関西大学出版、p43

⁵⁸ 雨森芳洲（1720）「朝鮮風俗考」泉（1982）前掲書、p44より引用

⁵⁹ 雨森芳洲（1720）「韓学生員任用帳」前掲書、p21より引用

⁶⁰ 雨森芳洲（1728）「交隣提醒」泉（1982）前掲書、p68より引用

⁶¹ 雨森芳洲（1728）「交隣提醒」泉（1982）前掲書、p68より引用

⁶² 雨森芳洲（1728）「交隣提醒」泉（1982）前掲書、p77より引用

⁶³ 雨森芳洲（1728）「交隣提醒」泉（1982）前掲書、p77より引用

⁶⁴ 雨森芳洲（1728）「交隣提醒」泉（1982）前掲書、p77より引用

⁶⁵ 「朝鮮人ほと鈍なるものハ無之候。」

（雨森芳洲（1728）「交隣提醒」泉（1982）前掲書、p80より引用）

⁶⁶ 「炭唐人と申炭を持来候者有之候所、若も炭を不持来候へハ其手ニ印判いたし、明日持来候へといひ付候へハ、翌日ハ必炭を持来り右之印判を除ヶくれ候様ニと申候、大勢之事ニ候へハとれと申覚も無之事ニ而、殊ニ其印判を手前ニ而洗落し候而も相済事ニ候所、必ハヶ様いたし、おかしき事ニ候と被申候」（雨森芳洲「交隣提醒」泉（1982）前掲書、p80より引用）

之間敷候、定而今乱後之余威強キ故ニ而可有之候と存居候所⁶⁷」と述べ、朝鮮人が鈍感だからではなく、日本に乱後の余威が残っているからだとして主張している。

さらに、その14年後の36歳の時に朝鮮語の稽古をした際にも同様の件があったとして例を挙げている。これによると、「ある日、以前のような仕方を覚えていた町代官が、炭唐人が炭を持って来ないことを叱って上着の袖を縄でくくるように言った。朝鮮人は殊の外立腹し、全別將という訓導に申したところ、全別將も我が国の人を辱めるとは何事かと散々に怒って、町代官は怖気づいてこのようなことをやめた⁶⁸。」という。芳洲は「此一事ニ付候而もわつか十四五年之内ニ風義ヶ様ニ変し候。」と表し、わずか14、5年のうちに起こった状況の変化の理解を示している。

続けて、「壬辰倭乱後、万松院様（宗義智、第19代1579～1615）御一代から、光雲院様（宗義成、第20代1615～1657）御初年までは朝鮮が日本を怖れた。光雲院様中ごろから、天龍院様（宗義実、第21代1657～1692）御初年までは日本を避けた。天龍院様中ごろから以降は日本に狂れた。怖れ、避けている時には相手が下手に出て、狂れたときには強い方が上手になり、弱い方が下手になる。今後は威柄が朝鮮に移り、日本は卑屈になりそうな時勢である⁶⁹。」と変化の背景を説明し、「以正大為心以理義為務、前後をはかり処置可致事ニ候、不畏強禦不侮饑寡剛亦不吐柔亦不茹と申候ハ、世ニ処するの道を申たる言葉ニ候へとも、朝鮮と御隣交之際ニハ此心得可為切要候⁷⁰。」と朝鮮との隣交の際には、道理や正義をもって前後の事柄を解釈しながら処置するなど、念入りに外交を行うべきであり、朝鮮を弱者として侮ってはならないという重要な心得を説いた。

そして、『交隣提醒』の最後に「誠信と申候ハ実意と申事にて、互ニ不欺不爭真実を以交り候を誠信とは申候⁷¹。」と記した。芳洲は現地での朝鮮語稽古、外交の実務、貿易の実態把握などの経験を経て、政治的、歴史的、外交的な背景も踏まえた上で、「誠信」とは「互いに欺かず、争わず、真実をもって交わること」であると定義し、かつての日本人が持っていた朝鮮観とは異なる視点から新たな「誠信外交」を提示した。

1729（享保14）年3月、芳洲は裁判役として朝鮮に渡り、米や人参の交易交渉をおこなった。そこで当時釜山訓導として着任していた玄徳潤との交流を深めた。玄徳潤は、字は道以、本貫は川寧で、1729（英祖5、乙酉）年に釜山訓導として庁舎を大改修した。そして、1734（英祖10、甲寅）年訓導に再任したという⁷²。

このように、自らの私財を投げ売って役所を大改修し「誠信の交わり」の理念を体言した玄徳潤を称え、芳洲は1730（享保15）年8月14日に『誠信堂記』を記した。

「思うに、交隣の道はまず誠信にあり、誠信を保って初めて平穩無事となる。（中略）玄君の人となりは

⁶⁷ 雨森芳洲（1728）「交隣提醒」泉（1982）前掲書、p80より引用

⁶⁸ 「其後三十六歳之時朝鮮言葉稽古として彼地へ罷渡候所、或ル日町代官之内前々之仕形を覚居候者有之、炭唐人之炭を不持来候をしかり、上着之袖を縄にてくゝり可申といたし候へハ、右之朝鮮人殊外立腹いたし、傍ニ全別將と申訓導方之書手居申候所、是又目を怒らし、我国の人をはつかしめ候ハ如何様成事ニ候哉と散々ニ申候故、右之町代官愧縮いたし相止め候。」

（雨森芳洲（1728）「交隣提醒」泉（1982）前掲書、pp.80-81より引用）

⁶⁹ 「大概壬辰乱後、萬松院様御一代ハ光雲院様御初年迄ハ、怖之たるニ候。光雲院様中比ハ天龍院様御初年迄ハ、避之たるニ候、天龍院様中比より以後ハ、狂之たるニ候。怖之避之候時ハ彼方下手ニ成り、狂之候時ハ強キハ上手ニ成り、弱キハ下手ニ成り候管之事ニ候。天龍院様御代中比迄ハまだ狂る事の浅ニ候所、今日ニ至り候而ハ狂ること深く成り候間、此後ハ乗し之陵之と申候而威柄彼方ニ移り、此方ハ却而卑屈いたし候様ニ成り可申時勢ニ候」

（雨森芳洲（1728）「交隣提醒」泉（1982）前掲書、p81より引用）

⁷⁰ 雨森芳洲（1728）「交隣提醒」泉（1982）前掲書、p81より引用

⁷¹ 雨森芳洲（1728）「交隣提醒」泉（1982）前掲書、p82より引用

⁷² 「玄徳潤字道以川寧人乙酉為釜山訓導大修廡。」

「人物」（1720）（肅宗46年・享保5年）『通文館志卷之七』

（서울大学校奎章閣韓國学研究院（2006）前掲書、p441より引用）

思いやりが深く、勤慎に奉公をし、自身を戒める。またそれを切実に後世へ勧めようとする。己酉の年に私は、差としてここで奉公し、その行いを観て志を讃える⁷³。」

『誠信堂記』では、以上のように交渉の最前線における者同士での交流を経て、日朝関係の「誠信」の真理に対する自身の見解を述べている。

1735（享保20）年10月、上申した『治要管見』の「交隣」にも同様の記載が見られる。「朝鮮は数百年来御なじみの国に候へば、誠信の道御わすれなされまじき御事に候。誠信とは実意を必まじはると申事に御ざ候。されど、ものごとゆるがせになり威武をうしなはれ候はば、彼国のあなどりを御ひらきなさるべく候⁷⁴。」と、「朝鮮を侮ることなく、誠信の道をもって交流するべきである」主旨の発言をしている。それだけでなく、「朝鮮を、その国よはく其人おろかなりとおしなべ申事に候へども、これはまことの強弱智愚をしらざることはなるべく候⁷⁵。」のように、強弱智愚という言葉の真意を知らないまま朝鮮を弱く愚かな国と言うべきではないと主張した。

芳洲が自身の記録に何度も残し、一貫して語ったのは「朝鮮は弱国ではない」、「武力で朝鮮を支配しようとする認識は誤りだ」、「誠信の心を持って交流しなくてはならない」ということである。これが、後世に継承すべき革新的な彼の朝鮮観である。恫喝や脅迫などの手段によって強制力をもたせる外交が通らなくなったことに気づかない日本に警鐘を鳴らし、今後は交渉を主体とする外交が必要であると説いた。それが「誠信の交わり」を実現するための、朝鮮語教育及び通詞養成の始まりへと繋がった。

5. おわりに

本稿では雨森芳洲の朝鮮観に焦点を当て、朝鮮語稽古や外交の実務を経て形成された朝鮮観がその後の通詞養成へと繋がった経緯とその背景を考察した。

雨森芳洲は22歳の時に、当時朝鮮外交において重要な立場を担っていた対馬藩に仕官し、88歳で亡くなるまで朝鮮との交流に寄与した。中国語学習では、教育環境が整備されていない中で苦労しながら習得し、のちの朝鮮語教育と韓語司創設に影響を与えた。朝鮮御用支配役の佐役に任命されてからは二度の朝鮮留学で朝鮮語を学び、朝鮮事情についての知見を得た。さらに草梁倭館での現地生活も芳洲独自の朝鮮観の形成の一助となった。1711年第8次朝鮮通信使の正使趙泰億、書記の南聖重、1719年の第9次通信使製述官申維翰、従事軍官の金滄などの信使の評価からも芳洲の語学習得への努力とその成果がうかがえる。芳洲が53歳の時に起きた人參潜商をきっかけとして、彼は対馬藩の対応に不信を抱き朝鮮御用支配佐役を辞任した。交渉の経験を通じて、通詞の重要性に気づいた芳洲は『通詞仕立帳』を上申し、59歳で通詞養成のための朝鮮語教育を開始した。

芳洲は真の朝鮮理解のために、多くの著作を残した。本稿では、『朝鮮風俗考』、『韓学生員任用帳』、『交隣提醒』、『誠信堂記』、『治要管見』から彼の対朝鮮観があらわれた記述を検討した。彼の朝鮮観は、「朝鮮を一側面から見て愚かな国だと見下してはならない」、「武威によって嫌がることをするのは間違った方法であり、日本が不利益な立場になるばかりである」、「実意を知り互いの違いを尊重し、誠信の心で交流するべきである」という点で先駆的かつ現代の我々にも通用する考え方であると言える。

芳洲はかつての日本人が朝鮮人に対して抱いていたイメージとは異なる新しい視点に立ち、「誠信外交」を主張した。このように培われた朝鮮観を基本とした朝鮮通詞養成をはじめた。それは、武威から朝鮮語

⁷³「蓋交隣之道誠信為先而後可以保其無恙（中略）玄君之為人処心沈邃奉公勤慎所以自警于己又将欲勸於後人可謂切矣己酉之歲余適奉差於此觀其事而嘉其志」雨森芳洲（1730）『誠信堂記』

（長浜市長浜城歴史博物館・高月観音の里歴史民俗資料館（2015）前掲書、p70より引用）

⁷⁴雨森芳洲（1735）『治要管見』芳洲会（1992）『治要管見・朝鮮風俗考』p10より引用

⁷⁵雨森芳洲（1735）『治要管見』芳洲会（1992）前掲書、p12より引用

を用いた交流への転換を意味している。そこには、倭館での現地人との交流だけでなく、朝鮮通信使との交流による影響もあったことを忘れてはならない。

雨森芳洲が36歳の頃に仕立てた教科書『交隣須知』は編集や増刊をかさねながら伝統的教材として受け継がれ、明治時代初期まで使用された。今後の課題として、雨森芳洲の朝鮮語教材や教育がどのような結末に至ったのか、善隣友好を築いていくための言語教育には何が重要であるかという点を明らかにしていきたい。

主要参考文献

- ・雨森芳洲他著(原著江戸中期)「芳洲先生文抄」泉澄一編(1980)『芳洲文集 雨森芳洲全書二』関西大学出版・広報部
- ・雨森芳洲(1711年頃)「縞紵風雅集」泉澄一編(1979)『芳洲外交関係資料書簡集 雨森芳洲全書一』関西大学出版・広報部
- ・雨森芳洲(1720)「韓学生員任用帳」泉澄一編(1982)『芳洲外交関係資料書簡集 雨森芳洲全書三』関西大学出版
- ・雨森芳洲(1720)「朝鮮風俗考」泉澄一編(1982)『芳洲外交関係資料書簡集 雨森芳洲全書三』関西大学出版
- ・雨森芳洲(1720)「朝鮮風俗考」芳洲会(1992)『治要管見・朝鮮風俗考』
- ・雨森芳洲(1728)「交隣提醒」泉澄一編(1982)『芳洲外交関係資料書簡集 雨森芳洲全書三』関西大学出版
- ・雨森芳洲(1728)「交隣提醒」田代和生校註(2014)『交隣提醒』平凡社
- ・雨森芳洲(1732)「詞稽古之者仕立記録」泉澄一編(1982)『芳洲外交関係資料書簡集 雨森芳洲全書三』関西大学出版
- ・雨森芳洲(1735)「多波礼草」日本随筆大成編集部(1994)『日本随筆大成第二期 第13巻』吉川弘文館
- ・雨森芳洲(1735)「治要管見」芳洲会(1992)『治要管見・朝鮮風俗考』
- ・雨森芳洲(1786)「橘臈茶話」泉澄一編(1980)『芳洲文集 雨森芳洲全書二』関西大学出版・広報部
- ・李元植(1997)『朝鮮通信使の研究』思文閣出版
- ・泉澄一(1994) -a 「対馬藩 勤役中の雨森芳洲에 대하여 —元祿 2~15년 (1689~1702) —」 국사편찬위원회 『국사관논총』 57、pp.219-262
- ・泉澄一(1994) -b 「元祿十六(1703)~宝永四年(1707) 朝鮮留学前後の雨森芳洲とその周辺」関西大学東西学術研究所 『関西大学東西学術研究所紀要』 27、pp.25-54
- ・泉澄一(1995)「対馬藩士の朝鮮使行と「扶助」について」関西大学史学地理学会『史泉』 81、pp.1-16
- ・泉澄一(1997)『対馬藩藩儒雨森芳洲の基礎的研究』関西大学東西学術研究所
- ・上野日出刀(1991)「雨森芳洲」竹内弘行・上野日出刀『木下順庵・雨森芳洲』明德出版社
- ・奥谷浩一(2006)「雨森芳洲と新井白石の朝鮮観」札幌唯物論研究会『唯物論』 51、pp.59-73
- ・小倉進平(1920)『国語及び朝鮮語のため』ウツボヤ書籍店
- ・小田幾五郎著・田代和生校註(2017)『通訳酬酢』ゆまに書房
- ・上垣外憲一(2005)『雨森芳洲元祿享保の国際人』講談社
- ・姜在彦(2002)「雨森芳洲の「誠信の交わり」—朝鮮との交隣外交を支えた対馬の儒者」リバーフロント整備センター 『Front14』 11、pp.22-24
- ・康盛国(2015)「雨森芳洲文庫蔵『三宅滄溟筆談集』の考察：三宅家三代の通信使接応時の類似性を中心に」朝鮮学会『朝鮮学報』 237、pp.79-101
- ・神田喜一郎(1969)『東洋学文献叢説』二玄社
- ・김인현(2010)「雨森芳洲의 一考察」일본어문학회 『일본어문학』 49、pp.1-20
- ・金仙熙(2002)「江戸期朱子学者の「武国日本」認識と朝鮮観—新井白石・雨森芳洲・中井竹山を中心に—」広島大学大学院教育学研究科『広島大学大学院教育学研究科紀要第二部, 文化教育開発関連領域』 51、pp.375-383
- ・古藤文庵著・鈴木栄三編(1979)『閑窓独言』対馬叢書第六集、村田書店
- ・滋賀県教育委員会編集(1994)『雨森芳洲関係資料調査報告書』高月町立観音の里歴史民俗資料館
- ・陶山訥庵(1721)「享保六辛丑年 雨森東五郎朝鮮佐役被差免候節差出候書付」泉澄一編(1980)『芳洲文集 雨森芳洲全書二』関西大学出版・広報部
- ・서울대학교奎章閣韓國学研究院(2006)『通文館志 上』奎章閣叢書官署志篇
- ・高月町立観音の里歴史民俗資料館(1992)『生誕320年記念特別展 雨森芳洲墨蹟展 改訂版』白水社
- ・田阪正則(2013)「雨森芳洲와 对馬藩儒官의 世襲」 단국대학교 일본연구소 『일본학연구』 38、pp.7-27

- ・田阪正則 (2014) 「享保六 (1721) 年の陶山訥庵と雨森芳洲」 한국일어일문학회 『일어일문학연구』 88、pp.205-224
- ・田代和生 (1994) 「渡海訳官便の密貿易対馬藩「潜商議論」の背景」 朝鮮学会 『朝鮮学報』 150、pp.29-84
- ・田代和生 (2007) 『日朝交易と対馬』 創文社
- ・鄭美京 (2012) 『日本における韓国古典小説の受容』 花書院
- ・長浜市長浜城歴史博物館・高月観音の里歴史民俗資料館 (2015) 『雨森芳洲と朝鮮通信使—未来を照らす交流の遺産—』 サンライズ出版株式会社
- ・中村幸彦 (1954) 「雨森芳洲とその交友」 天理大学出版部 『天理大学学報』 5 (3)、pp.19-32
- ・信原修 (1998) 「雨森芳洲の僧形と還俗の間」 朝鮮学会 『朝鮮学報』 169、pp.1-34
- ・信原修 (2008) 『雨森芳洲と玄德潤 朝鮮通信使に息づく「誠信の交わり」』 明石書店
- ・信原修 (2015) 『雨森芳洲 朝鮮学の展開と禅思想』 明石書店
- ・박흥갑・박경희 (2007) 『分類紀事大綱IV對馬島宗家文書資料集 4』 국사편찬위원회
- ・文慶喆 (2023) 「朝鮮通信使と雨森芳洲」 東北文化学園大学経営法学部 『経営法学論集』 2-1、pp.129-148
- ・森統三 (1940) 「雨森芳洲のことども」 京城書物同好会 『書物同好会会報 第八號』 pp.1-6
- ・米谷均 (1990) 「雨森芳洲考 特に対馬藩における朝鮮通詞養成を中心に」 早稲田大学史学会編 『史観』 123、pp.92-95
- ・米谷均 (1991) 「対馬藩の朝鮮語通詞と雨森芳洲」 日本海事史学会 『海事史研究』 48、pp.82-108
- ・米谷均 (1993) 「雨森芳洲の対朝鮮外交—「誠信之交」の理念と実態—」 朝鮮学会 『朝鮮学報』 148、pp.1-32
- ・劉小珊 (2020) 「江戸時代の長崎貿易における唐通事に関する研究」 アジア日本語文化研究会 『日本語文化研究』 2、pp.9-16
- ・한국고전종합 DB <https://db.itkc.or.kr>
- ・조선왕조실록 <https://sillok.history.go.kr/popup/viewer.do>